

---

---

資 料

---

---

# 一般競争入札における変更公告の 欠如等の違法性と契約の法的効力

榑 原 秀 訓

本稿は、岡山地方裁判所に提出した、久米南町スクールバス運行業務委託契約の違法性に関する意見書であり、いままで南山法学で公表してきた他の事件の意見書と同様に、内容がある程度わかるように、タイトルを付け、目次を示した。意見書の「はじめに」において説明したように、意見書で検討したのは、一般競争入札における当初の公告事項を変更しているにもかかわらず、その公告を行わない変更公告の欠如等の違法性と、契約の法的効力という二つの論点である。

二つの論点の内、一般競争入札における公告に関しては、文献への言及にとどまらず、自治体における Web の活用状況にも注目した。例えば、久米南町の公告において、「入札参加資格確認申請書、履行実績調書及び仕様書等の交付」の「配布場所」について、「久米南町公式ホームページからダウンロードすること。」とされているなど、現在では、公告が Web を活用したものとなっているからである。

## 意 見 書

### 目 次

#### はじめに

#### 一 変更公告の欠如等の違法性

- 1 一般競争入札の公告
- 2 本件における公告とその内容の変更
- 3 公告を怠った内容の重要性と変更公告欠如等の違法性
- 4 変更公告欠如等の違法性を否定できないこと

## 二 スクールバス運行業務委託契約の法的効力

- 1 公告の法的性格
- 2 最高裁判決
- 3 最高裁判決以降の裁判例
- 4 本件におけるスクールバス運行業務委託契約の効力

## 結 論

### はじめに

本意見書で検討するのは、スクールバス運行業務委託契約に関する次の二つの論点である。一つ目の論点は、公告した事項を変更しているにもかかわらず、その公告を行わない変更公告の欠如等の違法性である。文献や自治体によっては、変更ではなく、修正や訂正といった表現もみられるが、本件では既に変更という表現で議論されているので、本意見書でも変更という表現を用いる。この論点については、法制度の仕組みや入札にかかわる文献、さらには他の自治体の実際を参照しつつ、変更公告の欠如等の違法性を説明していく。

二つ目の論点は、契約の法的効力である。契約が違法である場合にも無効とはいえない場合には、契約を実施することになることから、損害賠償を否定する最高裁判決（最判昭和62年5月19日民集41巻4号687頁）が存在している。そのため、本件においてもこの最高裁判決に即した議論が展開されており、判例評釈や最高裁判決以降の裁判例も参考に、本件において契約が無効であることを説明していく。

以下、この二つの論点について順に検討していく。

## 一 変更公告の欠如等の違法性

### 1 一般競争入札の公告

#### (1) 一般競争入札の理念

本件では、一般競争入札が問題になっていることから、契約の締結にかかわる地方自治法234条の規定を確認しておく。同条1項は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」とし、同2項は、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定していることから、現実の活用の実態はともかく、法上は、一般競争入札という手法

[資料] 一般競争入札における変更公告の欠如等の違法性と契約の法的効力

を優先していることがわかる。

一般競争入札は、不特定多数人の参加を求め、入札の方法によって競争を行わせ、そのうち、普通地方公共団体に最も有利な価格（支出の原因となる契約については、例外も認められている）で申込みをした者を契約の相手方とする方式である。

この方式の理念・長所は、一般的に、「公正性」と「機会均等性」にあることが述べられている<sup>1)</sup>。

そして、一般競争入札は不特定多数の人の入札参加を求めるものであるから、当然その内容等を公告しなければならないことになり<sup>2)</sup>、一般競争入札の手続は、公告と入札の二つに大別される（二つの手続によって行われる<sup>3)</sup>）。

一般競争入札においては、公正性・参加機会の均等性の確保が重要であり、公告はそれを担保するための重要な手続であることがわかる。確井が述べるように、「入札公告は、一般競争方式により入札を行う旨をひろく周知せしめて、多数の者の競争参加を得て、もって有利な契約を締結しようという趣旨によるもの」であり、公告は、競争参加の機会の供与と発注者にとっての有利な契約という、「一般競争の真髄に係る手続」ということができるわけである<sup>4)</sup>。

## (2) 公 告

### 1) 公告の内容

また、地方自治法 234 条 6 項は、「競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める」として、一般競争入札の公告に関しては、この規定を受けて、地方自治法施行令 167 条の 6 が、以下のように規定している。

#### (一般競争入札の公告)

第 167 条の 6 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

この規定は、自治体における一般競争入札の公告の内容を包括的に定めるものではなく、公告の記載事項について、多くの自治体においては、この自治令の規定だけでは十分ではないので財務規則等でその内容を補充することになる<sup>5)</sup>。

久米南町財務規則 103 条は、以下のような規定となっている。

(入札の公告事項)

第 103 条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な一般競争入札参加資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時（電子入札にあっては、入札期間及び開札の日時）
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 電子入札を行おうとするときは、その旨
- (7) 入札に関する条件
- (8) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (9) 前金払又は部分払をすることは、その旨
- (10) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

一般競争入札を解説する逐条解説においては、公告すべき内容について以下のような説明がなされる。

総務省の実務家によると、公告すべき事項は、① 一般競争入札に付する事項、例えば、いかなる工事請負又は物品の購入契約等について入札に付するかということ、② 入札に参加する者に必要な資格、③ 契約条項を示す場所、④ 競争執行の場所及び日時、⑤ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨、⑥ 入札保証金に関する事項、⑦ 郵便又は信書便による入札、電話による入札、電子情報処理組織を使用した入札等ができるかどうかということ、⑧ 議会の議決に付すべき契約であるときはその旨、⑨ 工事の請負の場合、現場下見の日時及びその場所などと説明される<sup>6)</sup>。

また、研究者によれば、公告すべき事項は、① 一般競争入札に付する事項、② 入札に参加する者に必要な資格、③ 契約条項を示す場所、④ 入札の日時および場所、⑤ 入札保証金に関する事項、⑥ 郵便または電信・電報による入札の可否、⑦ 入札

[資料] 一般競争入札における変更公告の欠如等の違法性と契約の法的効力

参加資格のない者がした入札および入札に関する条件に違反した入札を無効とする旨、⑧ 契約書作成の要否、⑨ 最低制限価格の有無、⑩ 議会の議決に付すべき契約であるときはその旨等とされる<sup>7)</sup>。

このように、書物により若干の相違があるものの、一般競争入札に付そうとする契約の内容である<sup>8)</sup>「一般競争入札に付する事項」をはじめとして、かなり共通した事項が公告されると考えられ、久米南町財務規則 103 条も一般的な規定であると考えられる。

## 2) 公告の場所

次に、公告の場所について確認しておく。一般競争入札の公告の場所について、地方自治法は特に定めをおいていないが、地方自治法 16 条 4 項は、条例の公布に必要な事項は条例で定めなければならないとして、久米南町公告式条例 2 条 2 項は、条例の公布は、「久米南町役場前の掲示場」に掲示することを定めている。そして、同条例 7 条が「公告、公表など一般に周知を要するものについては第 2 条第 2 項の例により、掲示場に掲示してこれを行う」と定めており、一般競争入札の公告も「久米南町役場前の掲示場に掲示」することになる。吉野夏己教授の意見書(乙第 34 号証。以下「吉野意見書」)では、「本件運行业務仕様書をホームページに掲示したことは、あくまで公告の補助的手段として利用したものと解される」と説明するが、これは、公告が「久米南町役場前の掲示場に掲示」することによって行われることから、同様の内容を久米南町ホームページに掲示しても、それは補助的なものととまることを指摘するものである。

## 3) 公告の変更

本件での論点は、当初の公告ではなく、当初の公告事項を変更したにもかかわらず、変更公告を怠ったことであることから、公告の変更がどのように考えられているのかを確認する。公告の変更は、公告の取消しと合わせて、そもそもそれらが可能かが議論され、公告の変更が可能であることが認められたときに、以下のような説明がなされる。

まず、碓井は、入札公告の「修正や取消しは、当初の公告と同様の方法で公告することが合理的である」とする<sup>9)</sup>。また、会計法にかかわるものであるが、地方自治法におけると同様の一般競争入札に関して、実務家から、「公告の内容を変更

し、又は取り消す場合の手続については、会計法令上は何ら規定していないが、その周知の方法としては、当初の公告の周知方法と同様とすることが必要である」といった説明がなされている<sup>10)</sup>。つまり、変更が行われたときに、変更公告は前提となっていて、変更公告をしなくて良いことは想定されておらず、その変更公告の方法についても、当初の公告と同様の方法を求めていることになる。吉野意見書が、「本件において、久米南町は、一部修正公告をなすべきであったと思われる」としていることも当然である。

## 2 本件における公告とその内容の変更

### (1) 本件における当初の公告

久米南町は、平成 28 年 9 月 20 日に、一般競争入札の運行条件等を示した仕様書を作成し、同日、久米南町財務規則 103 条に基づき、以下のような公告を行っている。本件にかかわる部分を中心に抜粋して紹介しておく。

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 久米南町スクールバス運行業務
- (2) 業務の内容 久米南町スクールバス運行業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間 平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで
- (4) 履行場所 久米南町教育委員会の指定する場所
- (5) 入札日時 平成 28 年 10 月 17 日（月）午前 9 時から平成 28 年 10 月 18 日（火）正午まで（勤務時間内に限る）
- (6) 開札日時 平成 28 年 10 月 18 日（火）正午
- (7) そ の 他 ……

……

#### 4 入札手続等

- (1) 入札参加資格確認申請書、履行実績調書及び仕様書等の交付

##### ア 交付期間

平成 28 年 9 月 26 日（月）から平成 28 年 10 月 7 日（金）まで

##### イ 配布場所

久米南町公式ホームページからダウンロードすること。

<http://www.town.kumenan.olayama.jp/>

## (2) 公告内容の変更と変更公告の欠如

その後、10月3日に、久米南町スクールバス運行業務委託に係る仕様書及び入札日時等の変更が行われたが、変更内容は公告されなかった。

具体的には、変更されたのは、以下の三点である。まず、業務委託期間を、当初の公告における「平成29年1月1日から平成33年12月31日まで」から、「平成29年1月1日から平成33年3月31日まで」と短縮変更した。「(3) 契約期間」として公告されていたが、これについて変更公告はなされず、仕様書の変更も公告されていない。

また、仕様書において、燃料費について、被告が負担することを予定していたものを受託者の負担と変更した。公告において、「(2) 業務の内容 久米南町スクールバス運行業務仕様書のとおり」とされ、その仕様書が変更されたが、仕様書が変更されたことは公告されなかったわけである。

さらに、入札日時を平成28年10月31日(月)正午までに変更し、開札日時を平成28年10月31日(月)正午に変更した。「(5) 入札日時」として公告されていたが、これについても変更公告はなされていない。

これまで主に最初の二点が議論されているようであるが、最後の点も公告内容の変更という点では極めて重要なものと考えられる。また、最初の二点について、仕様書変更の公告として議論されているが、仕様書変更にとどまらない問題であるので、上記のように整理し、議論していく。

他方、変更公告がなされない一方で、10月4日に入札参加確認申請があった業者(契約の相手方)に対して、11日頃に変更に関する個別の通知が行われている。

## 3 公告を怠った内容の重要性と変更公告欠如等の違法性

まず、本件で変更公告を怠った内容が、法令に照らしてどのように位置付けられている事項なのかを確認しておきたい。先に説明したように、契約期間、燃料費に加えて、入札日時・開札日時という三つの変更がある。説明の都合上、契約期間、入札日時・開札日時、燃料費の順で、それぞれ検討していく。注意したいのは、仕様書に記載されている事項であっても、内容によっては、地方自治法施行令167条の6や久米南町財務規則103条の特定の号に該当することである。

### (1) 契約期間

第一に、「契約期間」である。吉野意見書では、「契約期間」を久米南町財務規則

103条10号「その他必要な事項」としている。しかし、「業務委託契約」において「契約期間」は契約の「根幹部分」として考えることができるであろうから、財務規則103条1号の「入札に付する事項」に該当すると考えられる。「入札に付する事項」は、地方自治法施行令167条の6において「その他入札について必要な事項」にあたりと解されており、公告すべき事項である。「入札に付する事項」はまさに入札の内容そのものであって、それなくしては入札の意味をなさない「根幹部分」であり、久米南町を含め自治体の公告に関する規則においては、公告すべき事項として、最初に「入札に付する事項」が規定されている。そして、本件は「業務委託契約」の入札であることから、「契約期間」はその「根幹部分」として公告すべき事項ということになる。

また、吉野意見書では、契約期間の変更を「誤記」とするが、例えば、「久米南町スクールバス運行業務」について、途中箇所「久米南町スケールバス運行業務」としたようなものであれば、それは「誤記」といえるかもしれないが、このような「根幹部分」の修正を「誤記」と評価することには無理があると考えられる。

## (2) 入札日時・開札日時

第二に、「(5) 入札日時」と「(6) 開札日時」について、久米南町が行った公告においては、「入札に付する事項」として、公告されているので、久米南町財務規則103条1号「入札に付する事項」のようにみえるが、実際には、地方自治法施行令167条の6第1項が規定し、それを受けて、財務規則103条4号の「入札の場所及び日時」に基づいて公告されたものであると考えられる。仕様書の変更に伴い、「(5) 入札日時」が平成28年10月31日まで伸張され、開札日時が変更される一方で、「入札参加資格確認申請書、履行実績調書及び仕様書等の交付」の「交付期間」が伸張されていないのは、整合性を欠いているように思われるが、「(5) 入札日時」の伸張と「(6) 開札日時」の変更がなされたのは、まさに仕様書の変更が重要であったことを示すものと考えられる。

## (3) 燃料費

第三に、燃料費の変更は、仕様書の変更であるが、公告をみると、「(2) 業務の内容 久米南町スクールバス運行業務仕様書のとおり」とされている。「業務の内容」は「契約期間」と同様に、契約の「根幹部分」として、「入札に付する事項」と考えられる。もっとも、仕様書の詳細な内容すべてを公告するのではなく、本件



久米南町のように、「仕様書のとおり」とすることが一般的だと思われる。これは、仕様書の内容自体を公告するのではなく、「仕様書のとおり」であることをあげて、公告を通して、業務の内容を間接的に示すものと考えられる。そして、仕様書は、「配布場所」として、「久米南町ホームページからダウンロードすること。」としており、公告と仕様書が一体のものとしてWebにアップされていることがわかる。その一体性は明確であり、公告と仕様書を一体のものとしてWebにアップすることは、他の自治体においても行われている（例えば、熊本市、三原市、舞鶴市、久留米市）（甲第48～51号証）。そして、仕様書を変更することは、「業務の内容」を変更することになるから、Webで仕様書が変更されていることを示し、その変更が容易にわかるようにする必要がある。

以上のように法令に基づき公告が求められ、実際に公告した内容について、変更公告を怠っている以上、変更公告の欠如は違法だと考えられる。燃料費の変更について、公告においては、「仕様書のとおり」とされていることから、業務の内容は「変更した仕様書のとおり」として、公告を変更する必要はないと考え、仮に変更公告を行わないことができるとしても、公告において仕様書は「ホームページからダウンロードすること」を示している以上、仕様書を変更したことや変更した仕様書をホームページにアップしないことは違法である。

#### 4 変更公告欠如等の違法性を否定できないこと

##### (1) 違法性の否定

###### 1) 変更公告をしない理由

変更について再度の公告を実施するための入札手続をやり直さなかった理由としては、以下の三点があげられている。

第一に、「久米南町が本件委託業務について入札に付した後、同町の担当者は、(株)エスアールティーの外、運行業務を行っている近隣の業者3社に入札への参加を呼びかけたにもかかわらず、平成28年10月3日までに参加資格確認申請書が提出されていたのは1社も無かったこと（参加資格確認申請書の提出期限は10月7日）」である。

第二に、「仕様書の変更内容は受託者に不利益となる変更であるため、仕様書の変更内容を改めて公告して入札をやり直しても新たな参加希望者が現れる可能性は低く、無駄な費用を支出する結果となる可能性が極めて高かったこと」である。

第三に、「契約期間の始期（平成29年1月1日）が間近に迫っており、入札手続

をやり直す時間的な猶予が無かったため」である。

また、「入札期間中に変更した仕様書を公告しなかったのは、参加資格確認申請書や仕様書は久米南町のホームページからダウンロードして入手でき、10月3日の時点で誰が仕様書を見ているか分からなかったため、入札者が変更前と後のどちらの仕様書を見て入札に及んだのか判別できず、無用な混乱を招く恐れがあったため」に、「久米南町は仕様書の変更について公告をせず、参加資格確認申請書を提出した参加希望者に対して個別に対応することとした」と説明している。そして、「再度の公告をしないことで他の業者の参加を阻害することにはならなかったのであるから、仕様書の変更について再度の公告をしなかった被告の判断に裁量権の逸脱・濫用がないことは明らかである」とする。

さらに、「一般競争入札の手続は、指名競争入札や随意契約に比べ、手続が煩瑣であり、かつ経費が増嵩するものであるから、軽微な変更についてまで公告しなければならないとするは現実的ではない」といったことが述べられる。

運用に関して、「他の自治体においても、仕様書の変更等軽微な条件変更については、入札手続のやり直しや再度の公告をしない運用が採られて」いるとする。

## 2) 変更公告欠如の理由の問題点

これらの変更公告欠如の理由に関する主張は、裁量の踰越・濫用を否定して違法性がないとする理由を述べるものと思われる。その主張の前提としては、変更公告をするか否かについて自治体に裁量が認められている必要があるが、それを認める明文規定は存在しない。公告において裁量が認められるとしても、せいぜい久米南町財務規則103条10号の「前各号に掲げるものほか必要な事項」として、公告する事項について一定の裁量を認める余地がある程度であると思われる。吉野意見書が「契約期間」をこの10号に基づくものと説明するのは、裁量と結びつけることを念頭に置いているからではないかと推測するが、先に述べたように「契約期間」は1号の「入札に付する事項」であるし、仕様書を変更することは、「業務の内容」を変更することになるから、いったん公告したものを変更する場合には、変更公告を行う必要があることは説明してきた通りである。仮に、世の中に存在する全業者に連絡すれば変更公告なしで良いかもしれないが、公告を行う趣旨はまさにこのような手間を省くものであり、変更した入札期間の間に特定の業者にのみ個別に通知することで、変更公告を省略できるとすれば、自治体が入札に応じる可能性がある者を判断することとなり、一般競争入札の趣旨目的を損なうことになる。

また、およそ一般競争入札が公正性と競争機会の平等性を確保するものであり、その目的のために公告を重要な手続として規定していることを考えると、新たな参加希望者がいないことを予測し、一定範囲の者にのみ個別で説明することで足りるとは考えられない。

さらに、手続に時間や費用がかかることは、一般競争入札の手続・費用を指名競争入札や随意契約の手続・費用と比較した場合の特徴として否定できないが、だからといって変更公告を怠ることはできない。手続的公正と効率性・費用負担との衝突は古くから一般的に議論されてきた問題であるが、手続的公正のための明文の法令が存在する状況で、効率性・費用負担のために明文規定を無視する解釈論が許されるわけがない。

仕様書に関する無用な混乱の指摘も、何故そのような混乱が生じるのか不明である。久米南町の場合、本件の仕様書は、「配布場所」として、「久米南町ホームページからダウンロードすること。」としていることから、変更したことを明らかにして、変更した仕様書をホームページにアップすれば足りるはずである。

最後に、他の自治体の運用に関する主張も、仕様書の変更にかかわる変更公告を行う状況とは異なる状況に係るものであり、変更公告欠如等の適法性を主張するものとはなっていない。一般的に Web 検索をすればわかるように、まず、公告の変更自体は望ましいことではないとしても、公告の変更は、そんなに珍しいことではない（例えば、新潟市、広島市、安城市、岐阜県）（甲第 52～55 号証）。また、仕様書を変更する場合、変更公告を行うか、変更公告それ自体ではないとしても、公告と仕様書は一体のものであることから、変更公告を行う場合と同じホームページの箇所において、仕様書の変更を示すことも普通に行われている。公告や仕様書の変更によってなんらかの影響があるとしても、重大な支障が生じるとは考えられない。久米南町は、時間や経費の増大を主張するようであるが、それがどの程度のものかは明らかではなく、むしろ、久米南町のように個別に対応する方が手間暇がかかるのではないかとすら思われる。そうでなければ、多くの自治体で変更公告を行い、仕様書の変更を示していることの説明がつかない。久米南町は、これまでも一般的に公告や仕様書の変更をホームページ等で明らかにしていないのか、あるいは本件に限って明らかにしないのかは不明であるが、いずれにしても手続的公正という価値を否定するものであり、一刻も早く手続的公正を重視する姿勢へと転換し、他の自治体と同様の対応をとらなければならない。

したがって、本件において、裁量の踰越・濫用を否定して違法性がないとするこ

とはできず、前記主張によって変更公告欠如を正当化し得るものでもない。

## (2) 瑕疵の程度

### 1) 軽微な瑕疵

吉野意見書では、手続的瑕疵は否定しないものの、瑕疵が軽微なものであるので、違法とはいえないという主張もなされている。吉野意見書は、行政行為の瑕疵について、櫻井・橋本の教科書を引用するが<sup>11)</sup>、そこでは瑕疵として、「無効事由たる瑕疵」、「取消事由たる瑕疵」とともに「軽微な瑕疵」が紹介されているものの、同教科書においては軽微な瑕疵がどのようなものかについては説明がない。同教科書の他の箇所には、行政処分の手続違反があった場合に、それが行政処分の無効事由ないし取消事由を構成するかが論じられ、手続違法にもかかわらず取消事由とならない、その意味で「軽微な瑕疵」の例とも考えられるかつての状況が紹介されるものの、「行政手続法施行後は、行政庁の作為義務として法定された手続に瑕疵があれば、原則として処分の違法事由（取消事由ないし無効事由）を構成すると解釈されるべきである」とする<sup>12)</sup>。

また、吉野意見書は、個別の通知で瑕疵が治癒したとも考えられるとするが、櫻井・橋本の教科書も紹介する理由付記の瑕疵の治癒の例からわかるように<sup>13)</sup>、手続的瑕疵の治癒も容易に認められるものではなく、個別の通知の問題点は先に述べたので、繰り返すことはしない。

問題は、軽微な瑕疵の存在を想定できるとしても、本件のように変更公告の欠如を軽微な瑕疵に位置付けることができるかである。まず、およそ手続的瑕疵一般を軽微な瑕疵と呼ぶことはできないことは、上記の説明から容易に理解できる。それでは、手続的瑕疵一般はともかく、一般競争入札における変更公告の欠如を軽微な瑕疵と位置付けることができるであろうか。既に説明してきたように、一般競争入札においては、公正性や競争機会の平等性が重要な理念となっており、一般競争入札においては、公告が重要な位置付けをされている。

そして、業務委託契約において、まず、「契約期間」は「入札に付する事項」と考えられ、まさに公告の「根幹部分」であり、仕様書も、「業務の内容」として、「仕様書のとおり」と公告されており、「業務の内容」は「入札に付する事項」と考えられ、仕様書は、公告と一体のものとして、契約における重要度は高いものと考えられる。

吉野意見書は、「運行業務仕様書をホームページに掲載したことは、あくまで公

告の補助的手段として利用したものと解される」としているが、説明してきたように、それは、公告において、仕様書の内容の詳細を示す必要がないことを意味するにとどまり、仕様書を「久米南町ホームページ」に掲載して、ダウンロードできるようにすることは、当初公告で示されたように、変更公告においても義務的なものである。

さらに、「入札日時」と「開札日時」は、地方自治法施行令 167 条の 6 第 1 項が規定し、それを受けて、久米南町財務規則 103 条 4 号の「入札の場所及び日時」に基づいて公告されたものと考えられ、「入札の場所や期間」が軽微な変更ではないことには誰も異論はないはずである。

これらの瑕疵は変更公告の根幹をなしており、これらを軽微な瑕疵というのであれば、およそ公告における瑕疵はすべて軽微な瑕疵となり、手続的瑕疵一般を軽微な瑕疵とする考えと同じものとなってしまう、現在の行政法学でとり得るところではない。

## 2) 指名競争入札における参加者資格の公示の欠如との対比

吉野意見書は、指名競争入札における参加資格者の公示の欠如が争われた秋田地判平成 2 年 11 月 15 日判時 1385 号 47 頁（乙第 42 号証）に言及する。この判決は、公示を欠如しても、契約が無効とはいえないとするものである。吉野意見書は、判決を紹介するのみであるが、念のため検討をしておく。

そもそもこの判決の時期は、行政手続法制定前のもので、手続的公正や透明性に関する関心が低かった時期のものであり、判決自身が公示を「より公共性の高い手段」と認めつつ、公示が「講じられなかったとしても、それは、軽微な手続的瑕疵と評さざるを得ない」としており、何故「より公共性の高い手段」が明文で定められているにもかかわらず、それを遵守する必要がないとするのか明確ではない。また、判決は、契約の適法違法を論じているのではなく、有効無効を論じる中で、無効ではないという結論との関係で「軽微な瑕疵」と判断するものであると考えられる。

この点を別にしても、指名競争入札手続における参加資格者に関して、自治体においては公示が求められているものの、国においては公示の規定がないことに影響を受けているのではないかと推測される。つまり、国の指名競争入札に関して、予算決算及び会計令等に明文規定がない以上は、設定した資格等を公示することは要しないと考えられたからである。例えば、実務家からは、「指名競争は、一般競争

のように公告して競争参加者を募る方法をとらず、契約担当官等において具体的な契約に応じた適格者を選定し指名するものである。したがって、どのような資格を必要とするかについて、あえて競争参加希望者に周知させる必要はなく、資格審査を申請した者については、国が必要とする資格審査事項をもって資格の有無を審査し、有資格者のみを名簿に登載して、必要に応じ一方的に指名を行うこととなるので、あらかじめ一般に資格要件を周知する必要はないからである」と説明する<sup>14)</sup>。しかし、実務家の兵藤は、「実際に競争参加者の資格を審査するにあたっては、できるだけ広く周知することが必要であるので掲示その他の方法によって公示することも必要であろう」とする<sup>15)</sup>。また、先の実務家も、「更なる競争性、透明性の確保のため、資格要件を周知することは否定されておらず、より競争性の高い指名競争方式を採用するため指名競争入札においても、資格要件を公表する例も増加している」と指摘する<sup>16)</sup>。碓井も、「公共契約の公正を確保するためには、透明性を重視すべきであるから、むしろ、原則として、資格基準を公開しなければならないものというべきである。そうでなければ、指名のあり方を行政の外部から批判する抛り処がなくなってしまうからである。従来は、資格の定め方が、事実上一般競争参加資格と同様であることが多かったため、ほぼ予測できたのであるが、一般競争と指名競争における資格審査の意味の違いを考えると、こうしたやり方を存続させることはできないように思われる」と批判的に評価する<sup>17)</sup>。このように考えると、国とは異なり公示の明文規定のある自治体においては、公正性・透明性確保のために公示を行うことが必要と考えられる。

さらに、結論に達する前提として、指名競争入札一般に参加を希望する建設業者らに対して、行政年度の開始前の「指名競争参加資格審査申請書」を提出させることが考慮されており、碓井は、「公示制度の趣旨が概ね満たされているというためには、参加資格申請につき広く周知が図られ、かつ誰に対しても情報の開示がなされなければならない」としており<sup>18)</sup>、これを一般競争入札の公告でいうと、全国の全業者に周知することが必要になる可能性すらあると思われる。

吉野意見書は、指名競争入札における参加者資格の公示の欠如が軽微な瑕疵であって違法ではないことから、同様に、一般競争入札の変更公告の欠如も軽微な瑕疵であって違法ではないということを示そうとするものと思われるが、国の場合に、指名競争入札における参加者資格の公示が求められていないことからわかるように、そもそも一般競争入札の公告と指名競争入札における参加者資格の公示を同列に扱うことはできない。

## 二 スクールバス運行業務委託契約の法的効力

### 1 公告の法的性格

吉野意見書は、契約の法的効力に関連して、公告の法的性格を論じているので、本意見書でも、公告の法的性格に触れておく。現在、公告が「申込みの誘引」であることには異論はないと思われる。問題は、公告が「申込みの誘引」であることによって、公告に瑕疵がある場合に契約が有効といえるかである。この点については、既に、吉野意見書が引用するところで、繰り返しになるが、確井の説明を紹介する<sup>19)</sup>。「公告が『申込みの誘引』にすぎないとすれば、その後の申込みと承諾があれば成立するのであって、原則として契約の成立を妨げるものではない。しかし、競争参加の機会を公平に付与すべきであるという公正性の原則が強く支配する公共契約においては、その基本精神を損なうような不公正な公告（特に競争条件同一原則に反する公告）は、その後の契約の成立に向けた行為をも無効にすると解する余地がある。

まず、第一に、公告がなかったと評価すべき場合がある。たとえば、ことさらに見えにくい方法で掲示して特定の者の参加を得て入札を執行したような場合は、一般競争による契約の成立を認めるべきではない。

第二に、公告すべき重要事項の一部（たとえば落札者の決定方法）について欠落があつて、特定の者との関係においては事実上その内容が示され、他の者との関係においては秘匿されていたような場合である」とするわけである。

つまり、公告が「申込みの誘引」であることについて論者は一致しているものの、だからといって契約が無効となることを否定しているわけではないことになる。既に論じてきたように、本件で問題となるのは、変更公告の欠如であり、公告は一般競争入札において重要な手続であることから、重要であるのは、公告の法的性格ではなく、次の最高裁判決をどのように理解して、本件で適用した場合に、契約の効力をどう考えれば良いかである。

### 2 最高裁判決

契約が違法であるとして、無効とはいえないといったことが主張されていることから、この点について検討を行う。この主張は、以下の最高裁判決に従ったものであり、まず、違法である契約の効力に関しては、最高裁判決（最判昭和62年5月19

日民集 41 卷 4 号 687 頁) (乙第 44 号証) を確認しておく必要がある。

本最高裁判決は、「このように随意契約の制限に関する法令に違反して締結された契約の私法上の効力については別途考察する必要があり、かかる違法な契約であつても私法上当然に無効になるものではなく、随意契約によることができる場合として前記令(地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項のこと一榊原注)の規定の掲げる事由のいずれにも当たらないことが何人の目にも明らかである場合や契約の相手方において随意契約の方法による当該契約の締結が許されないことを知り又は知り得べかりし場合のように当該契約の効力を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える前記法(地方自治法 234 条 2 項のこと一榊原注)及び令の規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、私法上無効になるものと解するのが相当である。けだし、前記法及び令の規定は、専ら一般的抽象的な見地に立って普通地方公共団体の締結する契約の適正を図ることを目的として右契約の締結方法について規制を加えるものと解されるから、右法令に違反して契約が締結されたということから直ちにその契約の効力を全面的に否定しなければならないとまでいうことは相当でなく、他方、契約の相手方にとっては、そもそも当該契約の締結が、随意契約によることができる場合として前記令の規定が列挙する事由のいずれに該当するものとして行われるのか必ずしも明らかであるとはいえないし、また、右事由の中にはそれに該当するか否かが必ずしも客観的一義的に明白とはいえないようなものも含まれているところ、普通地方公共団体の契約担当者が右事由に該当すると判断するに至った事情も契約の相手方において常に知り得るものとはいえないのであるから、もし普通地方公共団体の契約担当者の右判断が後に誤りであるとされ当該契約が違法とされた場合にその私法上の効力が当然に無効であると解するならば、契約の相手方において不測の損害を被ることもなりかねず相当とはいえないからである」とした。

大脇は、「結果として、違法一有効の状況が生じることの説明として、従来はいわゆる内部法と外部法の峻別論が用いられてきた。すなわち地方公共団体の契約に関する法の規定は公務員の職務上の義務を定めたものであり、これに違反した場合には地方公共団体の内部的に責任を問われることがあつても、外部に対して契約の無効を生ずるものではない、とするものである。しかしながら現在においては違反した個別規定の趣旨目的に加え、契約の相手方の保護を根拠とする考え方が一般的である」と説明し、続けて、判旨を導く理由として、法令の規定が、『専ら一般的抽象的な見地に立って』契約の適正を図ることを目的としていること、「契約の効



力が無効とされると契約の相手方が不測の損害を被るおそれがあること」を紹介するが、前者については疑問の余地が残ることが指摘されていることも紹介する<sup>20)</sup>。したがって、具体的な事件において重要であるのは、後者の契約の相手方の利益保護であり、違法性が、「何人の目にも明らかである場合や契約の相手方において随意契約の方法による当該契約の締結が許されないことを知り又は知り得べかりし場合」といえるか否かである<sup>21)</sup>。

ただし、学説においては、違法性が「何人の目にも明らかで」、「規定の趣旨を著しく没却する」場合を考えると、行政行為の無効が争われているわけではないが、「重大かつ明白な瑕疵」という基準に接近すること、また、自治体の契約は、単に二当事者間だけの問題にとどまるものではないとして、違法事由、程度等によっては、「住民の利益」を重視し契約を無効とすべき場合があり得るとする考えもある<sup>22)</sup>。

### 3 最高裁判決以降の裁判例

そこで、この最高裁判決以降に、最高裁判決の枠組みに従い、契約の無効が争われ、無効と判断されて請求が認容（一部認容）された裁判例を確認しておきたい。

広島地判平成 10 年 3 月 31 日判タ 982 号 127 頁（甲第 62 号証）は、「被告塩村が廃棄物処理業務へ食い込み参入することに異常なまでの執念を持ち、福山市の上層部に迫り続けて汚土収集運搬業務の委託を受けることとなり、その後も、同被告が理不尽な要求を実現すべく福山市の上層部及び現場職員に対して強圧的、暴力的な言動をとりつづけ、他方、福山市の右関係者は、被告塩村を恐れて逆らえないままその要求を鵜呑みにし、汚土収集運搬業務に関しても、被告塩村が、被告牧本らに対し、強圧的かつ執拗に被告備掃社に汚土収集運搬業務の委託を明に暗に求め、被告牧本らは、被告塩村を恐れ、その言いなりであったことから、被告牧本らは、被告塩村の意に沿うべく、被告備掃社と本件各契約を締結することを企図して本件各契約を随意契約の方法で締結した」としたことを前提に、「本件各契約は、随意契約の方法によることができないにもかかわらず、随意契約の方法により締結されたものであり、随意契約の方法を制限する法令（地方自治法 234 条 1 項、2 項、同法施行令 167 条の 2）に反するものであるから違法であり、本件各契約の効力は、その余の点（本件各契約内容の公序良俗違反の有無）につき判断するまでもなく、地方自治法 2 条 15 項、16 項により無効というべきである（すなわち、前示のとおり、被告塩村と被告牧本ら福山市の上層部との特殊な関係から随意契約の方法により締結され、長期にわたり固定化した本件各契約関係は、種々の弊害を露呈するに

至り、もはや公正な取引の実を失っている状況にあるのであるから、かかる契約の効力を容認することは、随意契約の締結に制限を加えた前記法令の規定の趣旨を没却する結果となり、許されないというべきである。」とする。

旭川地判平成 16 年 5 月 7 日 LEX/DB 28091466 (甲第 63 号証) は、「本件においては、当初から、A 契約を被告 A4 が受注することを前提に、土地利用構想による方法が採用され、随意契約の方法が採用されたものとしか考えられない。」とした上で、「被告 A4 ないし被告 A5 (同社の代表取締役一榊原注) は、随意契約の方法によることが許されないことを当然に認識していたか、少なくとも容易に認識し得たものといえることができる。」とし、「したがって、A 契約は、その締結が公序良俗に反するか否か等を判断するまでもなく、私法上も無効というべきである (地方自治法 2 条 15 項, 16 項)。」とし、「B 契約についても、A 契約と同様、当初から、これを被告 A4 において受注することが前提とされていたと考えるほかなく、当該契約担当者の判断は、その裁量権を濫用してなされたものといわざるを得ない。」とした上で、「B 契約が、担当者の裁量権を濫用して締結されたものであることを、被告 A4 ないし被告 A5 において、当然に認識し、少なくとも容易に認識し得たものといえ、B 契約は、その締結が公序良俗に反するか否か等を判断するまでもなく、私法上も無効というべきである」とする。

制限付き一般競争入札において談合がなされた事件に関する金沢地判平成 17 年 8 月 8 日例タ 1222 号 181 頁 (甲第 64 号証) は、「本件契約は、談合によるものであって、一般競争入札の形式で入札が行われたが、一般競争入札の実質を有していなかったから、地方自治法 234 条に違反して違法であるというべきである。……入札に参加した 11 の共同企業体が談合による契約が違法であることを知っていたことは明らかであるし、上記各共同企業体は、津幡町に対し、談合がない旨の誓約書まで差入れて入札に参加したことにも鑑みると、本件契約を無効としなければ法令の規定の趣旨を没却するということができ、本件契約は無効であるというべきである。」とする。

補助金の交付に関するものであるが、最高裁判決への言及もあることから東京高判平成 18 年 9 月 26 日判時 1959 号 21 頁 (甲第 65 号証) を紹介すると、同判決は、「被控訴人元議員会及びその所属の会員としても、本件各補助金を受けた当時、仮に本件各補助金の対象となった被控訴人元議員会の事業それ自体に公益性を認めることができず、また、本件各補助金が県議会議員の職にあった者に対する礼遇としては社会通念上是認し得る限度を超えていて、本件各補助金の交付が全体として違

法であるとされるような場合にまで、本件各補助金を手元にとどめ置きこれを県に返還しないなどということは潔しとしないものと考えていたと推認することができ、そして、県が県議会議員の職にあった者など県の関係者に対する礼遇として補助金を交付する場合には常にそれがいわゆるお手盛りとなって社会通念上は認し得る限度を超えて交付する危険性があるのであるから、もしその補助金の交付が違法であっても当該補助金の交付に関する私法上の契約は無効ではないとしてその返還を命じ得ないとすれば、そのようなお手盛りを防止することはできなくなるのであり、ひいて、普通地方公共団体は補助金の交付を『公益上必要がある場合』に限り行うことができるとした地方自治法 232 条の 2 の規定の趣旨を没却する結果となるのである。したがって、県と被控訴人元議員会との間で成立した本件各補助金の交付に関する私法上の契約はこれを無効とすべき特段の事情があるものというべき」とする。

市が市土地開発公社との間で締結した土地の先行取得の委託契約に関して地方自治法 242 条の 2 第 1 項 1 号の差止めが求められた事件に関して、横浜地判平成 24 年 7 月 25 日判例自治 363 号 63 頁（甲第 66 号証）は、「市と一体となって行動していることが明らかであるなどの事情からすると、本件公社の理事長は、本件委託契約を締結するに当たり、市長における上記裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用について、当然に知り又は知ることができたものと評価することができる。そうすると、本件委託契約を締結した市の判断には、裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があり、これを無効としなければ地方自治法 2 条 14 項、地方財政法 4 条 1 項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められるというべきであって、本件委託契約は私法上も無効というべきである」とする。

最後に、奈良地判平成 25 年 6 月 6 日 LEX/DB 25503782（甲第 67 号証）は、「本件各業務委託契約の目的及び内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術及び経験等について山本運輸以外の業者と比較検討もせず、また、見積書の提出を求めてこれを検討することもせず、従前より本件バス運行业務を委託している山本運輸で特に問題が生じていないから変更の必要性がないという一事をもって、平成 23 年度及び平成 24 年度も漫然と業務委託の相手方として山本運輸を選定し」、「山本運輸の主な事業内容は貨物自動車運送であり、旅客自動車運送事業を業として行っているわけではない」、 「その所属するバス運転者は、第二種運転免許を取得しておらず、国土交通大臣が認定する講習も受講していない」ことなどを前提に、「本件各業務委託契約の相手方である山本運輸において本件業務委託契約を随意契

約の方法によって締結が許されないことを知り又は知ることができたと認めることができるから、本件各業務委託契約の効力を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える法及び施行令の規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合であるので、本件各業務委託契約は私法上無効になるものと解するのが相当である」とする。

以上の裁判例をみると、補助金の交付に関する東京高判平成18年9月26日判時1959号21頁は、補助金交付の要件である「公益上必要がある場合」が前面に出るものであり、また、「本件各補助金の交付の趣旨は、県議会議員の職にあった者の功労に報いることと、その者らに引き続き県政の発展に寄与してもらうこと」とどまり、個人的利益の保護の必要性が低いものであることから、他とはニュアンスの異なる判断となっているが、それを除くと自治体と相手方との関係から、相手方が入札の違法性を「知り又は知り得べかりし場合」であり、「法令の趣旨を没却する結果となる特段の事情」があり、契約を無効と判断しているものと考えられる。

#### 4 本件におけるスクールバス運行業務委託契約の効力

以上を踏まえて、本件において、契約の効力がどのように考えられるかを検討する。被告は、本件では、公告手続に瑕疵があったとしても「ごく軽微なものであり、何人の目にも明らかとは到底いえず、また、競争参加者である(株)エスアールティーが公告手続に瑕疵があることを知りうる状況にはなかった。さらに、久米南町が仕様書の内容を変更した後に再度の公告をしなかったのは、再度の公告に係る費用・事務手続の面や契約の時期を考慮して、入札の資格参加確認申請書を提出した事業者に対して変更内容を個別に通知することとしたのであり、久米南町の対応に一般競争入札手続に制限を加える法令の規定の趣旨を没却する結果となるような特段の事情は存在しない」とする。

また、吉野意見書は、次のような説明をする。「仮に、本件公告に地方自治法施行令167条の6等の法令違反があったとしても、当然に、私法上<sup>ママ</sup>当然に無効になるものではないと考えられる。すなわち、本件公告手続に瑕疵があったことが何人の目にも明らかである場合や、競争参加者がこのことを知り又は知り得べかりし場合のように当該契約の効力を無効としなければ一般競争入札手続に制限を加える法及び令の規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、私法上無効になるものと解するのが相当である。なぜなら、法令の規定は、専ら一般的抽象的な見地に立って地方公共団体の締結する契約の適正を図ることを目的として

右契約の締結方法について規制を加えるものと解されるから、右法令に違反して契約が締結されたということから直ちにその契約の効力を全面的に否定しなければならないとまでいうことは相当でなく、他方、契約の相手方にとっては、そもそも公告手続に瑕疵があったのが必ずしも明らかであるとはいえないし、契約締結後に瑕疵があるとされ当該契約が違法とされた場合にその私法上の効力が当然に無効であると解するならば、契約の相手方において不測の損害を被ることにもなりかねず相当とはいえないからである」と、先の最高裁判決における「随意契約の瑕疵」を「公告における瑕疵」に機械的に置き換えた説明を行う。

しかし、随意契約を争う最高裁判決と一般競争入札を争う本件とでは、適用される条文も事実関係も異なる。本件で問題となるのは、変更公告の欠如である。この点につき、吉野意見書は、「本件において、前述のとおり、久米南町が、一般競争入札を打ち切り、日時を改めて公告をし、再度競争を行わせることは、経費の面、事務手続の面、更には契約締結の時期を失することとなるおそれがあり、また、本件において、変更事項について公示が欠けたとしても、本件入札手続の公開性・公平性、入札参加の機会の保障といった公告の趣旨は満たされているものと解され、それは軽微な手続的瑕疵と評さざるを得ない。さらに、契約締結後に公告手続に瑕疵があるとされ当該契約が違法とされた場合にその私法上の効力が当然に無効であると解するならば、契約の相手方において不測の損害を被ることにもなりかねない。したがって、本件業務委託契約は有効である」とする。「経費の面、事務手続の面、更には契約締結の時期を失することとなるおそれ」や「軽微な手続的瑕疵」という理由が成り立たないことについては、既に公告の重要性と変更公告欠如の違法性において説明してきたことであるので、ここで繰り返すことはしないが、そもそもこのような理由は、契約の相手方の利益保護に焦点を当てたものとは考えられない。

重要であるのは、「契約の相手方において不測の損害を被る」といえるかである。確かに法令の解釈適用上、法令や瑕疵の存在が客観的一義的に明白といえない場合には、相手方が不測の損害を被る可能性がある。最高裁判決で瑕疵が争われたのは、①「競争入札に付することが不利と認められるとき」、②「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」という随意契約の要件該当性であり、この要件に該当しないことが客観的一義的に明白といえないと考えられているわけである。

他方、本件で争われているのは、公告の内容を変更したにもかかわらず、その変

更改公告が欠如していることである。本件において、変更公告がなされていないことは客観的一義的に明らかである。ただ、多くの者が、変更公告が行われていなければその欠落を知り得る立場になかったのに対して、相手方は見積段階から久米南町と密接な関係にあり、この入札には早い段階から関心をもっており、久米南町から個別の通知まで受けていたから公告内容の変更を知っており、変更公告がないことについて容易に知る立場にあり、事実、知っていた。したがって、相手方のみが変更がなされたにもかかわらず、変更公告がなされていないことを知っていたことになり、最高裁判決のいう相手方が「このことを知り又は知り得べかりし場合」に該当し、「法令の趣旨を没却する結果となる特段の事情」があることから、本件契約は無効なものである。

## 結 論

ここまで検討してきたことの結論を確認しておく。第一に、一般競争入札において公告は重要であり、本件の業務委託契約において、「契約期間」は「入札に付する事項」として根幹部分であり、また、「入札期間」と「開札日時」は「入札日時」にあたり、法令上公告が必要な事項であり、さらに、「燃料費」も「入札に付する事項」の根幹部分である「業務の内容」として、「仕様書のとおり」とされ、仕様書がホームページに掲載されることが求められているなど、公告と一体のものとなっており、これらの重要事項を変更しているにもかかわらず、変更公告を行わないことは違法である。「燃料費」に限っては、「仕様書のとおり」とされていることから、仮に変更公告を行わないことができるとしても、公告において仕様書は「ホームページからダウンロードすること」を示している以上、仕様書を変更したことや変更した仕様書をホームページにアップしないことは違法である。第二に、最高裁判決（最判昭和62年5月19日民集41巻4号687頁）に照らして、本件では相手方の保護の必要性がなく、契約の効力を無効としなければ、変更公告を要求する地方自治法及び同法施行令の規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められることから、本件契約は無効である。

### 注

- 1) 松本英昭『新版逐条地方自治法（第9次改訂版）』（学陽書房、2017年）（乙第35号証）904頁、成田頼明ほか編『注釈地方自治法〈全訂〉』（第一法規、加除式）（甲第41号証）4675頁、村上順ほか編『新基本法コンメンタール 地方自治法』（日本

[資料] 一般競争入札における変更公告の欠如等の違法性と契約の法的効力

- 評論社, 2011年) (乙第38号証) 293頁 (占部裕典執筆, 地方自治総合研究所監修 古河卓萬・澤井勝編著『逐条研究地方自治法 IV 財務——公の施設』(敬文堂, 2000年) (甲第42号証) 321頁。
- 2) 江原勲『詳説自治体契約の実務』(ぎょうせい, 2012年) (甲第43号証) 45頁。
  - 3) 高橋秀夫『地方公共団体の契約実務(改訂11版)』(財団法人建設物価調査会, 2011年) (甲第44号証) 88頁, 90頁, 97頁, 同『地方公共団体の契約実務必携——公共工事・物品等の適正調達——(改訂版)』(大成出版社, 2007年) (甲第45号証) 23頁。
  - 4) 碓井光明『公共契約の法理論と実際』(弘文堂, 1995年) (乙第36号証) 87頁。
  - 5) 江原・前掲注2) (甲第43号証) 46頁。高橋・前掲注3)『地方公共団体の契約実務必携——公共工事・物品等の適正調達——(改訂版)』(甲第45号証) 24頁, 同・前掲注3)『地方公共団体の契約実務(改訂11版)』(甲第44号証) 98頁も参照。
  - 6) 松本・前掲注1) (乙第35号証) 908頁～909頁。
  - 7) 成田ほか編・前掲注1) (甲第41号証) 4680頁。
  - 8) 会計法に関するものであるが, 前田努編『令和2年改訂版 会計法精解』(大蔵財務協会, 2020年) (甲第46号証) 456頁は, 公告事項として, 「競争入札に付する事項」の説明として, 「競争に付そうとする契約の内容の意」であるとする。
  - 9) 碓井光明『公共契約法精義』(信山社, 2005年) (乙第39号証) 106頁。
  - 10) 前田編・前掲注8) (甲第46号証) 460頁。また, 兵藤廣治『契約法精解』(大蔵財務協会, 1986年) (甲第47号証) 70頁も同様に, 「当初の公告の方法と同様とすることが必要であろう」としている。
  - 11) 櫻井敬子・橋本博之『行政法(第6版)』(弘文堂, 2019年) (乙第41号証) 92頁。
  - 12) 櫻井・橋本・前掲注11) (甲第56号証) 205頁～207頁。
  - 13) 櫻井・橋本・前掲注11) (乙第41号証) 93頁。
  - 14) 前田編・前掲注8) (甲第46号証) 514頁。兵藤・前掲注10) (甲第47号証) 126頁も同旨。
  - 15) 兵藤・前掲注10) (甲第47号証) 126頁。
  - 16) 前田編・前掲注8) (甲第46号証) 514頁。
  - 17) 碓井・前掲注4) (甲第57号証) 119頁。
  - 18) 碓井・前掲注9) (甲第58号証) 116頁。
  - 19) 碓井・前掲注9) (乙第39号証) 106頁。
  - 20) 大脇成昭「判批」『行政判例百選I(第5版)』(有斐閣, 2006年) (甲第59号証) 197頁。前者については疑問の余地が残ることを指摘するものとして, 碓井・前掲注4) (甲第57号証) 76頁。
  - 21) 阿部泰隆「判批」法学セミナー401号(1988年) (甲第60号証) 138頁も参照。

22) 千葉勇夫「判批」民商法雑誌 98 卷 3 号 (1988 年) (甲第 61 号証) 407 頁～409 頁。